

公共用地取得事業

1. 不動産評価審議会事業

不動産を取得又は処分する際の適正価格を評定する不動産評価審議会※を円滑に運営し、公共用地の取得又は処分について適正に事務を執行した。

※ 不動産評価審議会

… 市が取得又は処分する不動産の価格を評定するために設置された審議会のことをいい、
不動産鑑定士2名、市職員5名の合計7名の委員で構成されている。

(1) 不動産評価審議会に関する業務

10件の案件を審議するため、不動産評価審議会を4回開催し、不動産鑑定士資格を有する専門委員の報酬と専門委員に対する事前説明に要した職員出張旅費を支出した。

開 催 月	案 件 数
平成 27 年 4 月	2
5 月	2
10 月	1
平成 28 年 2 月	5
合 計	10